

「公衆無線 LAN 利用規約」 新旧対照表

改訂前 (2011 年 12 月 1 日付)	改訂後 (2011 年 12 月 21 日付)
<p>第 9 条 (利用の制限)</p> <p>1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても本サービスの提供を行うことができなくなる場合があります。</p> <p>2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。</p> <p>3. 当社は、会員が Web サイトを閲覧する場合に児童ポルノアドレスリスト (一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、当該 Web サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。</p>	<p>第 9 条 (利用の制限)</p> <p>1. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設することがあります。この場合、提供区域であっても本サービスの提供を行うことができなくなる場合があります。</p> <p>2. 無線基地局設備には同時接続可能数に限りがあるため、最大同時接続数を超えた場合は利用できません。また、同時に接続する利用者の利用状況等により最大同時接続数が異なる場合があります。</p> <p>3. 当社は、会員が Web サイトを閲覧する場合に児童ポルノアドレスリスト (一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。)に基づき、当該 Web サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。</p> <p>4. 当社は、別に定める無線基地局設備に係る提供区域において会員が通信を行う場合に、当社が別に定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限することがあります。</p> <p>5. 当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。</p>